

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 令和2年(2020年)3月20日までに成立した,もしくは公布された法律
3. 3月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 3月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

(掲載判例INDEX) \* 「1. 法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

(民事法)

【1】被用者が使用者の事業の執行について第三者に加えた損害を賠償した場合,被用者は損害の公平な分担という見地から相当と認められる額を使用者に求償することができる」と判示(令和2年2月28日最高裁)

【2】XがYに貸した金の返還を求めたところ,Yはその金はYが代表取締役を務めるA社が借り受けたものとしてY個人への貸金ではないとして争われた事案。原判決はXの請求を棄却し,Xが控訴。本判決はYの供述の不自然さ等から原判決を取消しXの請求を認容した(平成30年4月18日東京高裁)

【3】生来知的能力が不十分だった被相続人B(相続財産は約4120万円)に法定相続人はなく,Bの元雇用主Aが相続財産分与の審判を求めた事案。原審は800万円の分与を相当としたが,Aが抗告。抗告審はBの財産形成に対するAの寄与を認め2000万円が相当とした(平成31年2月15日大阪高裁)

【4】B型肝炎訴訟控訴審で,HBe抗原陰性慢性肝炎の発症による損害賠償請求権に係る民法724条後段所定の除斥期間の起算点はHBe抗原ゼロコンバージョン前のHBe抗原陽性慢性肝炎を発症した時と判示して請求を棄却(平成31年4月15日福岡高裁)

【5】児童相談所長が児童養護施設に入所中の未成年者(審判時10歳)の親権者(単独親権者である父親)に対する親権喪失の審判を求めた事案。原審は申立てを却下したが抗告審は父親の暴力傾向が強い等として親権喪失申立を認容(令和1年5月27日大阪高裁)

【6】Xは,商品先物取引受託会社Y1と商品先物取引を行ったが,委託証拠金として約1681万円支出し,取引終了時に約137万円しか返金されなかったためY1社及び勧誘した社員・代表取締役らに損害賠償を求めた事案。原判決及び控訴審もXの請求を一部過失相殺の上認容した(令和1年8月22日名古屋高裁)

【7】マンション管理組合による被告(意思能力を欠く常況)の区分所有権及び敷地利用権の競売請求につき,提訴の集会決議に瑕疵があっても,その後選任された特別代理人に弁明の機会が付与され,当該訴訟手続を継続する旨の集会決議がされればその瑕疵は治癒されるとして管理組合の請求を認容した事例(平成31年1月22日札幌地裁)

【8】頓挫したサービスの開発・提供をはずだったXが,事業者Yに主的には契約上の債務不履行に基づく,予備的には契約準備段階における信義則違反に基づく損害賠償金の支払を求めた事案。予備的請求のみにつき,事業を行う合理的期待を抱かせたとして請求額の一部支払を命じた(平成31年1月30日東京地裁)

【9】建物の賃貸人が賃貸借契約を債務不履行解除したとして賃借人に建物の明渡等を求め,転借人には所有権に基づく建物の明渡を求めた事案。本判決は原賃貸借契約は賃貸人と賃借人の合意による解除であり,転借権は消滅しないとして,転借人に対する明渡請求を棄却し,転借人の賃貸人に対する賃借権の確認請求を認容(平成31年2月21日東京地裁)

(知的財産)

【10】X社が,X名義の普通預金口座に取引停止の措置を取っていたY銀行に対し同口座に係る預金のうち1万円の払戻を求めた事案。本判決は,同口座は犯罪利用預金口座等と疑うに足りる相当な理由があるとしてXによる請求を棄却した(令和1年12月17日東京地裁)

【11】発明の名称を「美容器」とする特許権を有する一審原告が原判決における損害賠償請求の損害金の拡張を求めた事案であって,原告製品の単位数量当りの利益額の算定につき本件発明が原告製品の販売による利益に貢献している程度を考慮し損害金の拡張を認めた事例(令和2年2月28日知財高裁)

【12】原告は橙色の単色の色彩のみからなる商標について商標登録出願をしたところ拒絶査定を受け,拒絶査定不服審判においても特許庁が不成立の審決をしたので,原告がその取消を求める本件訴訟を提起したが同請求が棄却された事例(令和2年3月11日知財高裁)

【13】原告は「粉雪」の文字を標準文字とし指定役務を第31類「ハオルシア,ハオルシアの苗,ハオルシアの種子」との商標登録出願をしたが拒絶査定となり,同不服審判においても不成立の審決をされ,その取消を求める本件訴訟を提起したが請求が棄却された事例(令和2年3月11日知財高裁)

【14】特許出願拒絶査定に対する不服審判請求を不成立とした審決の取消訴訟。「潜在顧客の心理状態に応じて選択され...異なるメンタルケアを行う複数の異なるホストクラブ仮想現実動画ファイル」の構成を当業者が容易に想到し得たとはいえないとして審決を取消した(令和2年3月17日知財高裁)

(民事手続)

【15】債権執行における差押による請求債権の消滅時効の中断の効力が生ずるためにはその債務者が当該差押を了知し得る状態に置かれることを要するかが争われた事案で,中断の効力が生ずるにはその債務者が当該差押を了知し得る状態に置かれることを要しないと判示(令和1年9月19日最高裁)

(刑事法)

【16】刑法を改正して強制わいせつ罪等を非親告罪とした本法の経過措置として本法により非親告罪とされた罪であって本法の施行前に犯したのものにつき,本法施行後告訴がなくても公訴を提起することができるとした本法附則2条2項は憲法39条の趣旨に反しないと判示(令和2年3月10日最高裁)

【17】防犯カメラの映像から犯人と被告人は同一人物の可能性が高いとした画像解析専門家Aの証言の信用性が争われ,Aの証言を採用した原審の手続には審理不尽の違法があるとして原判決を破棄し原裁判所に差し戻すとの判断がされた事案(平成29年11月2日東京高裁)

【18】相手の暴力を恐れて自分の意志に反して覚醒剤を注射したとする被告人を無罪とした一審判決に対し,同判決の認定事実は,期待可能性が認められないことによる責任阻却は極限的な場合に限り,本件はこれに該当しないと一審判決を破棄し有罪とした事例(令和2年2月25日名古屋高裁)

【19】検察官が被告人の供述の録音・録画を実質証拠として証拠請求を行い,弁護人は当該供述の任意性に疑問があると主張したが,自白には任意性を疑わせる事情はないとして録画を除き証拠として採用する決定をした事案(令和1年7月4日東京地裁)

(公法)

【20】原爆症認定請求を却下されたことを争う取消訴訟において,要医療性と放射性起因性のうち前者に関し経過観察を受けていること自体が当該疾病の治療行為であり,積極的治療行為の一環と解するのが相当とした上でこれを否定した事案(令和2年2月25日最高裁)

【21】慢性甲状腺炎につき原爆症認定請求を却下されたため取消訴訟が提起された事案で,要医療性と放射性起因性のうち要医療性が認められる場合,経過観察自体が当該疾病の治療行為であり積極的治療行為の一環とした上で具体的当て嵌めにおいてこれを否定した(令和2年2月25日最高裁)

【22】隣接する2筆以上の宅地を一画地として画地計算法を適用する場合,各筆の宅地の評点数は当該画地の単位地積当たり評点数に各筆の宅地の地積を乗ずることで算出されるとして,各土地の価格の割合で案分する方がより公平に適するとして高裁判断を破棄した事例(令和2年3月19日最高裁)

【23】石綿粉塵暴露が原因で死亡した親らの国家賠償請求訴訟に関連して,労働局長に母親の遺族給付等に関する情報の開示請求をしたが拒否されたためその取消を求めたところ,本件各情報は子らが親から相続した財産等であるとして不開示決定を違法とした事案(令和1年6月5日大阪地裁)

(その他)

【24】不動産の所有権移転登記の申請の委任を受けた司法書士Yに当該申請の委任者以外の者X(中間省略登記における中間者)との関係において注意義務違反があったとした原審の判断に違法があるとされた事例(令和2年3月6日最高裁)

# 1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

## 【民事法】

### (1) 最二判令和2年2月28日 裁判所HP

平成30年(受)第1429号 債務確認請求本訴, 求償金請求反訴事件(破棄差戻)

(裁判要旨)

被用者が使用者の事業の執行について第三者に加えた損害を賠償した場合, 被用者は損害の公平な分担という見地から相当と認められる額を使用者に求償することができる。

(理由)

民法715条1項が規定する使用者責任の趣旨(最高裁昭和30年(オ)第199号同32年4月30日第三小法廷判決・民集11巻4号646頁, 最高裁昭和60年(オ)第1145号同63年7月1日第二小法廷判決・民集42巻6号451頁参照)からすれば, 使用者は, その事業の執行により損害を被った第三者に対する関係において損害賠償義務を負うのみならず, 被用者との関係においても, 損害の全部又は一部について負担すべき場合があると解すべきである。また, 使用者が第三者に対して使用者責任に基づく損害賠償義務を履行した場合には, 使用者は, その事業の性格, 規模, 施設の状況, 被用者の業務の内容, 労働条件, 勤務態度, 加害行為の態様, 加害行為の予防又は損失の分散についての使用者の配慮の程度その他諸般の事情に照らし, 損害の公平な分担という見地から信義則上相当と認められる限度において, 被用者に対して求償することができる(最高裁昭和49年(オ)第1073号同51年7月8日第一小法廷判決・民集30巻7号689頁), 上記の場合と被用者が第三者の被った損害を賠償した場合とで, 使用者の損害の負担について異なる結果となることは相当でない。

### (2) 東京高判平成30年4月18日 判例時報2431・2432合併号86頁

平成29年(ネ)第554号 貸金請求控訴事件 取消・請求認容(上告・上告受理申立て)

本件は, XがYに対し, 貸金3000万円の返還を求めた事案である。Yは, Xから3000万円を受領した事実自体は認めつつ, 金員は, Yが代表取締役を務めるA社が借り受けたものでありY個人に対する貸金ではないとして争ったところ, 原判決は, Y個人に対する貸金とは認められないとして請求を棄却したためXが控訴した事案である。

本判決は, Yは, 契約当日額面3000万円の自己宛小切手の交付と引換えに本件貸付けにかかる契約書を交付したと主張するが, Yの供述は明らかに変遷し, 不自然であって信用できない, YはXから交付された額面3000万円の自己宛小切手を契約翌日に取立て, Y個人名義の口座に入金している, 契約締結時を含む3期分のA社の各決算報告書にはXからの本件3000万円の借入金が生計上されていなかったところ, Xから返済を求める請求書が送付されたのを契機に計上するようになった, 等契約前後の事情を総合考慮すれば借主がYであったことが優に認められるとして, 一審判決を取消し, Xの請求を認容した。

### (3) 大阪高判平成31年2月15日 判例時報2431・2432合併号97頁

平成30年(ラ)第1323号 特別縁故者に対する相続財産分与審判に対する抗告事件 一部変更(確定)

本件は, 被相続人Bは, 生来知的能力が十分ではなく, 法定相続人はなく, 相続財産管理人Cの請求により相続人捜索の公告がされたが権利を主張するものもなく, Bの元雇用主Aが相続財産分与の審判を求めた事案である。相続財産管理人Cが保管するBの相続財産は約4120万円である。

原審は, Aは, Bと生計を同じくしてBを直接療養看護したとはいえないが, 身寄りのないBの生活全般を継続的に支援してきたから特別の縁故関係にあったとし, 分与額については, Bの入院や施設入所以降, 約15年にわたり生活支援してきたこと等を考慮した上で, 800万円を分与するのが相当であると判断し, Cによる, Bの相続財産はその雇用主であったAらが支払った給与等により形成されたものであると指摘した点については, Bの得た給与等は労働の対価であって, Aらがこれを支払ったことは考慮すべきではないとした。

抗告審は, Aは, 先代から家業を引き継いで以降もBの生活を慮って約28年もの間, 知的能力が十分でないBを高齢になるまで稼働能力に見合う以上の給料を支給し続けた, Bが4000万円以上もの相続財産を形成し維持できたのは, Aによる約28年間に及ぶBの稼働能力を超えた経済的援助と, その後, Bの死亡までの約16年間にわたる財産管理によるものである等を認定し, 分与すべき額は2000万円とするのが相当であるとした。

### (4) 福岡高判平成31年4月15日 判例時報2429号23頁

平成30年(ネ)第167号 B型肝炎損害賠償請求控訴事件(取消。請求棄却(上告・上告受理申立て))(B型肝炎九州訴訟・控訴審判決)

乳幼児期に受けた集団予防接種等によってB型肝炎ウイルスに感染し, 成人になって慢性肝炎を発症したときのHBe抗原セロコンバージョン後(同抗原陰性化後)に発生した損害につき, 国賠請求した事案において, 原審(福岡地判平

成29年12月11日・判例時報2397号59頁)は、HBe抗原陰性慢性肝炎の発症時に先行するHBe抗原陽性慢性肝炎による損害とは質的に異なる新たな損害を被った等として、除斥期間(民法724条後段)の起算点をHBe抗原陰性慢性肝炎の発症時と判断し、除斥期間は経過していない等として、原告らの請求を全部認容した。

これに対し、控訴審は、HBe抗原セロコンバージョン後のHBe抗原陰性慢性肝炎は、HBe抗原セロコンバージョン前のHBe抗原陽性慢性肝炎と質的に異なるものではなく、その罹患によって新たな損害が発生したということではできないから、HBe抗原陰性慢性肝炎の発症による損害賠償請求権に係る民法724条後段所定の除斥期間の起算点はHBe抗原セロコンバージョン前のHBe抗原陽性慢性肝炎を発症した時であるとし、原判決を取り消し、原告らの請求をいずれも棄却した。

#### (5)大阪高決令和元年5月27日 判例時報2429号19頁

平成31年(ラ)第498号 親権喪失申立却下審判に対する抗告事件(取消・請求認容(確定))

児童相談所長が児童福祉法第33条の7に基づき児童養護施設に入所中である未成年者(平成21年生、審判時10歳)の親権者(協議離婚に伴い単独親権者となった父親)に対する親権喪失の審判を求めた事案。前提となる事実関係として、父親には、離婚前の妻に対する暴力があるうえ、性犯罪を含めた多数の犯罪履歴や実刑判決による服役の履歴があり、安定した就労もなく、飲酒に浸る生活をし、未成年者を監護養育できるような生活基盤を全く構築できておらず、未成年者は平成23年ころから児童養護施設に入所し、以降施設で生活している。父親は、酩酊状態で突然施設を訪れ、施設周辺を徘徊し、未成年を引き取ると強弁するなどの問題行動を繰り返した。施設は、父親から未成年者を守るため、未成年者の登下校時には教員が同行し、外出時には男性職員を同道させている。未成年者は、施設と小学校を行き来する生活で、健康状態や学校の成績は良好で、施設内の生活も安定している。父親との面会は平成26年を最後に実施されておらず、親に対する具体的な記憶に乏しく、両親と生活したいという要望もない。

このような事案において、原審(神戸家裁姫路支部平成31年3月15日審判・判例時報2429号21頁掲載)は、父親からの不当な引取要求に対しては児童福祉法に基づく施設への入所措置等により対応できるし、面会通信や接近は児童虐待防止法により禁止できることから、父親の親権を喪失・停止させる必要があるのはこれら各措置によっては未成年者の保護を図ることができない特段の事情がある場合に限られる、として、父親には民法834条所定の(親権喪失)事由が認められないと判断し、申立を却下した。

これに対し、抗告審は、上記前提事実のもと、父親は長期間経済的に安定した生活を営むことができていない、そのため未成年者は出生以来ほとんどの期間を施設で過ごし、父親との同居期間はわずか約1年7か月程度に過ぎず、父親が未成年者の監護、養育に関し親権者としての責任を果たしたと評価できるような事情を見出すことは困難である、児童相談所長による度重なる指導にも従わず、未成年者が健全に生育するための養育環境を用意できない状況が長らく続いている、未成年者登下校の際に連れ去るおそれなしとしない、同居すると未成年者に対する暴力を振るうおそれなしとしない、アルコール依存度が高く、暴力傾向が強いのであって、親権者の適格性の観点からも親権喪失の一事情となり得る、などと判示し、父親はその親権の行使方法において適切を欠く程度が著しく高く、その親権を行使させると子の健全な生育のために著しく不相当で、この状況は2年程度では改善を望めず、2年以内に父親の親権を喪失させるべき原因が消滅するとも考えられない、として、父親に民法834条所定の親権喪失事由があると認定し、原審判を取り消し、親権喪失申立を認容した。

#### (6)名古屋高判令和元年8月22日 金法2133号74頁

平成30年(ネ)第936号 損害賠償請求控訴事件(原判決一部変更)

Xは、商品先物取引を受託する株式会社Y1との間で、金、とうもろこし、白金を対象とする商品先物取引を行った者であり、当時38歳、父が経営する会社にて専務取締役を務め、当該取引開始の平成24年7月24日以前に投資経験はなく、年収は約500万円、預貯金約1800万円であったが、約4か月間で委託証拠金を1681万4000円支出したのに、取引が終了した段階で返金されたのは137万4200円であった。Xは、Y1の従業員であるY4ないしY6に対し、本件取引の勧誘等が適合性原則違反等により違法であるとして、不法行為に基づき差損金等の損害賠償を請求し、その使用者であるY1に対し使用者責任を追及した。また、Y1の代表取締役Y2およびY3に対しては会社法429条1項の責任を追及した。なお、Y1は平成20年に業務停止処分および業務改善命令を受けたことがあった。原判決は、本件取引に違法性を認め、Y4ないしY6に不法行為、Y1に使用者責任が成立し、Y2及びY3に会社法429条1項の責任が成立するとして、差損金等のうち4割の過失相殺をした限度で損害賠償請求を認容したところ、双方が控訴した。

本判決は、Y4ないしY6がXに対し商品先物取引の勧誘等をしたことについて、Xの資産や判断能力、説明内容に鑑み、適合性原則違反または説明義務違反は認められないが、短期間で頻回の取引を行い多額の損失を被らせたことには新規委託者保護義務違反、指導・助言義務違反、信任・誠実公正義務違反があり、過当取引として私法上も違法であると判示した。また、Y2及びY3について、Y1が過去に営業停止処分等を受けたこと、当該処分では、顧客の財産状況を十分に確認せず投資可能金額を超えて取引を受託したこと、取引開始後間もない顧客であるXに両建ての理解が十分か確認しないまま両建て取引を受託したことが理由とされていたから、同様の違法勧誘等を行わないように従業員を教育し社

内チェック体制を構築すべきであったのに、これを尽くしていなかったため、その代表取締役には内部管理体制整備義務違反があると判示した。なお、本判決は、原判決とほぼ同旨の判断をしたものであるが(過失相殺4割も変更なし)、損害のうち弁護士費用の額について、原判決から一部減額した。

#### (7)札幌地判平成31年1月22日 判例タイムズ1468号180頁

平成30年(ワ)第1429号 区分所有権競売等請求事件(認容,確定)

マンションXの管理組合の管理者(原告)が、本件マンションの区分所有者である被告に対し、長期間にわたる管理費等の滞納が、マンションの区分所有者の共同の利益に反し、区分所有法59条1項の定める要件を満たす程度に至っていると、同マンション管理組合規約に基づき、滞納管理費等の支払いを求めると共に、同項に基づく本件マンションの被告の区分所有権及び敷地利用権の競売を請求した事案において、原告が区分所有法59条2項の準用する同法58条3項の弁明の機会を付与するべく被告に対して通知を送付した時点で、被告が意思能力を欠く常況にあったことから、そのような通知では、弁明の機会が付与されたということとはできず、そのような機会を付与することなく、同法59条1項に基づいて競売の請求の訴え提起を議決した集会決議には瑕疵があるが、当該訴え提起後に選任された特別代理人に対して弁明の機会が付与され、集会決議において当該訴えに係る訴訟手続を継続する旨の決議がされればその瑕疵は治癒されるとし、本件においては被告に59条1項に定める要件を満たすだけの事情があると認め、本件マンションの被告の区分所有権及び敷地利用権の競売の請求が認容された。

#### (8)東京地判平成31年1月30日 金法2132号88頁

平成28年(ワ)第42682号 損害賠償請求事件(請求一部認容)

本件は、エンターテインメント業界や流通業界向けに特化した銀行のATMに係るサービスの開発・提供を主たる業務とするXが、パチンコホール等の第三者の店舗に自らの勘定系システムに接続されるATMを設置し、自ら又は自らと提携する金融機関に預金口座等を開設した者に対し、当該ATMを通じてサービスを提供するという事業を行うことを検討したものの、風評リスクに対する懸念等から、結局これを行わなかったYに対し、主位的には、すでに委託契約が成立していると主張して、契約上の債務不履行に基づく損害賠償として、同契約に基づく自らの義務を履行するために出捐した2億2651万2204円及び同契約に基づいて得られるはずであった逸失利益14億1000万円の合計16億3651万2204円並びにこれに対する遅延損害金の支払を求め、予備的には、契約準備段階における信義則上の義務違反を主張して、主位的主張と同額の損害賠償金の支払を求めた事案である。

本判決は、主位的請求については、契約成立を認めなかったが、予備的請求については、Xは、交渉経過等に照らして、YがXとの提携のもとで事業を行うであろうと合理的な期待を抱いており、Yも、Xがそのように期待して金銭の出捐を伴う準備行為に着手するであろうことを認識していたから、Xの上記期待は法的に保護されるべきものであり、Yには、Xと誠実に本契約締結に向けた交渉を継続し、契約締結に至らない原因となる事由をあらかじめ具体的に告知すべき信義則上の義務があったところ、Yはこれに違反したのであるから、Xが合理的期待のもとで出捐した範囲の費用(6208万2724円)を損害として、賠償する義務を負うとした上で、XはYが風評リスクを懸念していることを事前に認識し、どのようなリスクがあれば事業を行うこととなるのか確認することが十分可能であったのにこれを行わないまま、事業開始に向けた種々の準備を継続したと認められるとして、過失相殺(5割)をした。

#### (9)東京地判平成31年2月21日 判例タイムズ1468号171頁

平成29年(ワ)第20024号 建物明渡等請求事件(第一事件)、平成29年(ワ)第33214号独立当事者参加事件(第二事件)、平成30年(ワ)第6794号損害賠償請求事件(第三事件)(一部訴え却下、一部認容,控訴)

建物の賃貸人が、賃借人の賃料不払を理由に賃貸借契約を債務不履行解除したとして、賃借人に対し、賃貸借契約の終了に基づく建物の明渡し等を求めると共に、転借人に対し、所有権に基づく建物の明渡しを求めた事案において、本判決は、賃貸人の賃借人に対する建物明渡請求等については賃借人がこれを認めていたことから認容をしたが、賃貸人の転借人に対する建物明渡請求については、原賃貸借契約の存在を認めた上で、原賃貸借契約の解除は賃貸人と賃借人の合意による解除であると認定し、原賃貸借契約の合意解除によっても転借権は消滅しないとして請求を棄却した。また、本件では、転借人が、賃貸人の賃借人に対する訴訟が詐害訴訟であると主張して、上記訴訟に独立当事者参加をし、賃貸人及び賃借人に対し、賃借人の賃料支払債務が存在しないこと及び転借人が転貸借契約に係る賃借権を有することの確認を求めており、本判決は、賃借人の賃貸人に対する賃料債務の不存在の確認請求は確認の利益が認められないとして却下したが、転借人の賃貸人に対する賃借権の確認請求は、転借人が消滅しない結果、賃貸人が賃借人(転賃人)の地位を承継するとして認容した。

## 【知的財産】

### (10)東京地判令和元年12月17日 金法2133号86頁

平成30年(ワ)第38098号 預金払戻請求事件(請求棄却)

本件は、X社が、Y銀行に対し、自己名義の普通預金口座に係る預金のうち1万円の払戻しを求めた事案であるが、Yは、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律3条1項および普通預金規定に基づき本件口座につき取引停止の措置を取っていた。

本判決は、預金消滅手続(犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律4条1項)に着手された後は、取引停止措置(同3条1項)の適法性につき、金融機関において当該口座等が犯罪利用預金口座等(同2条4項2号)であると疑うに足りる相当な理由があることにつき主張立証する責任を負うが、犯罪利用預金口座等の該当性は、一定期間の取引につき、入金額の大部分を振込先口座(同2条4項1号)からの資金移転が占め、かつ、その資金と取引停止措置の時点の残高の一部について実質的な同一性が認められれば足りるとした上で、本件口座は、10か月ほどの期間において、実態のない投資スキームにより顧客から集めた資金を還流させていたものであることから、専ら振込先口座からの資金移転を目的として利用されていたと疑うに足りる相当な理由があり、かつ、当該移転に係る資金は振込先口座からの資金移転を目的として利用されていたと疑うに足りる相当な理由があると認められるから、犯罪利用預金口座等と疑うに足りる相当な理由があるとして、Xによる請求を棄却した。

### (11)知財高判令和2年2月28日 裁判所HP

平成31年(ネ)第10003号 特許権侵害差止等請求控訴事件 特許権 民事訴訟(認容)

発明の名称を「美容器」とする特許権を有する一審原告が、原判決における損害賠償請求の損害金の拡張を求めた事案であって、原告製品の単位数量当たりの利益の額の算定に当たって本件発明が原告製品の販売による利益に貢献している程度を考慮し、損害金の拡張を認めた事案。

本件発明の特許請求の範囲の記載及び本件明細書の記載からすると、本件発明は、回転体、支持軸、軸受け部材、ハンドル等の部材から構成される美容器の発明であるが、軸受け部材と回転体の内周面の形状に特徴のある発明であると認められる(以下、この部分を「本件特徴部分」という。)。原告製品は、支持軸に回転可能に支持された一对のローリング部を肌に押し付けて回転させることにより、肌を摘み上げ、肌に対して美容的作用を付与しようとする美容器であるから、本件特徴部分は、原告製品の一部分であるにすぎない。

ところで、本件のように、特許発明を実施した特許権者の製品において、特許発明の特徴部分はその一部分にすぎない場合であっても、特許権者の製品の販売によって得られる限界利益の全額が特許権者の逸失利益となることが事実上推定されるというべきである。そして、原告製品にとっては、ローリング部の良好な回転を実現することも重要であり、そのために必要な部材である本件特徴部分すなわち軸受け部材と回転体の内周面の形状も、原告製品の販売による利益に相応に貢献しているものといえる。

しかし、原告製品は、一对のローリング部を皮膚に押し付けて回転させることにより、皮膚を摘み上げて美容的作用を付与するという美容器であるから、原告製品のうち大きな顧客誘引力を有する部分は、ローリング部の構成であるものと認められ、また、原告製品は、ソーラーパネルを備え、微弱電流を発生させており、これにより、顧客誘引力を高めているものと認められる。これらの事情からすると、本件特徴部分が原告製品の販売による利益の全てに貢献しているとはいえないから、原告製品の販売によって得られる限界利益の全額を原告の逸失利益と認めるのは相当でなく、したがって、原告製品においては、上記の事実上の推定が一部覆滅されるというべきである。

そして、上記で判示した本件特徴部分の原告製品における位置付け、原告製品が本件特徴部分以外に備えている特徴やその顧客誘引力など本件に現れた事情を総合考慮すると、同覆滅がされる程度は、全体の約6割であると認めるのが相当である。

前記のとおり、原告製品の単位数量当たりの利益の額の算定に当たっては、本件発明2が原告製品の販売による利益に貢献している程度を考慮して、原告製品の限界利益の全額から6割を控除し、また、被告製品の販売数量に上記の原告製品の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た一審原告の受けた損害額から、特許法102条1項ただし書により5割を控除するのが相当である。仮に、一審被告の主張が、これらの控除とは別に、本件発明2が被告製品の販売に寄与した割合を考慮して損害額を減額すべきであるとの趣旨であるとしても、これを認める規定はなく、また、これを認める根拠はないから、そのような寄与度の考慮による減額を認めることはできない。

### (12)知財高判令和2年3月11日 裁判所HP

令和元年(行ケ)第10119号 審決取消請求事件 商標権 行政訴訟(棄却)

原告は、橙色(RGBの組合せ:R237,G97,B3)の単色の色彩のみからなる商標(本願商標)について、第36類「インターネット上に設置された不動産に関するポータルサイトにおける建物又は土地の情報の提供」を指定役務として、商標登録出願をしたところ、拒絶査定を受けたため、拒絶査定不服審判を請求したが、特許庁が不成立の審決(本件

審決)をしたので、原告が、本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起した事案。

本件審決の理由の要旨は、本願商標は、橙色の色彩のみからなる商標であるところ、本願の指定役務との関係においては、役務の魅力向上のために使用される色彩と認識されるものであり、これを一人に独占させることは妥当ではないというべきである、したがって、本願商標は、需要者が何人かの業務に係る役務であることを認識することができない商標であって、商標法3条1項6号に該当するから、商標登録を受けることができないというものである。

本願商標は、橙色の単色の色彩のみからなる商標であり、本願商標の橙色が特異な色彩であるとはいえないこと、橙色は、広告やウェブサイトのデザインにおいて、前向きで活力のある印象を与える色彩として一般に利用されており、不動産の売買、賃貸の仲介等の不動産業者のウェブサイトにおいても、ロゴマーク、その他の文字、枠、アイコン等の図形、背景等を装飾する色彩として普通に使用されていること、原告ウェブサイトのトップページにおいても、ロゴマーク、その他の文字、白抜き文字及びクリックするボタンの背景や図形、キャラクターの絵、バナー等の色彩として、本願商標の橙色が使用されているが、これらの文字、図形等から分離して本願商標の橙色のみが使用されているとはいえないことを総合すると、原告ウェブサイトへ接した需要者においては、本願商標の橙色は、ウェブサイトの文字、アイコンの図形、背景等を装飾する色彩として使用されているものと認識するとともに、本願商標の橙色のみが独立して、原告の業務に係る「ポータルサイトにおける建物又は土地の情報の提供」の役務を表示するものとして認識するものと認めることはできない。

したがって、本願商標は、本願の指定役務との関係において、本来的に自他役務の識別機能ないし自他役務識別力を有しているものと認めることはできない。

以上によれば、本願商標は、需要者が何人かの業務に係る役務であることを認識することができない商標(商標法3条1項6号)に該当するものと認められる、として原告の請求は棄却された。

### (13)知財高判令和2年3月11日 裁判所HP

令和元年(行ケ)第10121号 審決取消請求事件 商標権 行政訴訟 (棄却)

原告は、「粉雪」の文字を標準文字で表してなる商標(本願商標)について、指定役務を第31類「ハオルシア、ハオルシアの苗、ハオルシアの種子」として、商標登録出願をしたところ、拒絶査定を受けたため、拒絶査定不服審判を請求したが、特許庁が不成立の審決(本件審決)をしたので、原告が本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起した事案。

本件審決の理由の要旨は、本願商標は、種苗法18条1項の規定により品種登録を受けた、ばれいしょ種の品種の名称である「コナユキ」と類似の商標であって、その品種の種苗に類似する商品に使用をするものであるから、商標法4条1項14号に該当し、登録することができないというものである。

本願商標の指定商品「ハオルシア」は、観賞用の小型多肉植物であると認められる。そして、園芸店の通信販売を行うウェブサイトにおいて、多肉植物の種子類が販売されていることからすれば、多肉植物の種子類の主な需要者は、家庭において観賞用の植物を育てる一般の消費者であると認められる。

一方、引用登録品種の農林水産植物の種類は、「ばれいしょ種」であり、作物区分は「食用作物」であり、野菜の一種であると認められる。

そして、「種苗」とは、「植物体の全部又は一部で繁殖の用に供されるもの」(種苗法2条3項)であるから、引用登録品種の種苗は、「ばれいしょ種」の種芋であると認められる。そして、園芸店の通信販売を行うウェブサイトには、複数の種類のじゃがいも種芋が販売されているように、野菜の種子類は、園芸店の店舗や、園芸店の通信販売を行うウェブサイトを通じて販売されているものと認められるから、野菜の種子類の主な需要者には、野菜を生産する農業関係者に加え、家庭において園芸を行う一般の消費者も含まれる。

そうすると、多肉植物の種子類と野菜の種子類は、用途において観賞用と食用の違いがあるものの、いずれも植物の種子類であって、園芸店やその通信販売用のウェブサイト等で販売され、家庭における園芸に用いられ、需要者が一般の消費者である点において共通する。

以上によれば、本願商標の指定商品「ハオルシアの種子」及び引用登録品種の「ばれいしょ種の種芋」に本願商標を使用した場合には、これに接する取引者、需要者は、同一の営業主の生産又は販売に係る商品であると誤認混同されるおそれがあるものと認められる。

したがって、本願商標の指定商品中「ハオルシアの種子」は、引用登録品種の種苗である「ばれいしょ種の種苗」と類似の商品に当たるものと認められる。

以上によれば、本願商標は、引用登録品種の名称と類似する商標であって、その品種の種苗に類似する商品に使用をするものと認められるから、商標法4条1項14号に該当するものと認められる、として原告の請求は棄却された。

### (14)知財高判令和2年3月17日 裁判所HP

令和元年(行ケ)第10072号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟 (認容)

特許出願拒絶査定に対する不服審判請求を不成立とした審決の取消訴訟であって、引用発明に基づき相違点に係る「潜在顧客の心理状態に応じて選択され潜在顧客の心理状態に応じて異なるメンタルケアを行う複数の異なる

ホストクラブ仮想現実動画ファイル」の構成を当業者が容易に想到し得たとはいえないとして、審決を取消した事案。

本件補正発明の「潜在顧客の心理状態に応じて選択され潜在顧客の心理状態に応じて異なるメンタルケアを行う複数の異なるホストクラブ仮想現実動画ファイル」との記載は、「潜在顧客」がホストクラブに行く動機付けとなる「心理状態」にそれぞれ対応した「ホストとの会話により顧客をリラックスさせたり」、「ストレスを解消させたり」、「癒したりする」などの異なる「メンタルケア」を行うべく、「ホストクラブに入店してホストから接客のサービスを受け、店を出るまでの状況」をそれぞれ撮影した「複数の異なる仮想現実動画」のファイルであることを意味するものと理解される。

一方で、引用発明の販売促進の対象を「ホストクラブ」のサービスとし、ホストクラブへの「来店」の「勧誘」の目的で使用した場合、「仮想現実動画」は、潜在顧客を対象とした、ホストクラブで提供するサービスを疑似体験する動画となり得ると解される。しかしながら、引用例1には、「仮想現実動画」について、「メンタルケア」を行うものとすることや、「潜在顧客の心理状態に応じて選択され潜在顧客の心理状態に応じて異なるメンタルケアを行う複数の異なる」仮想現実動画ファイルとすることについて、記載も示唆もない。また、かかる事項が周知であったと認めるに足りる証拠もない。そうすると、引用発明に基づき、相違点に係る「潜在顧客の心理状態に応じて選択され潜在顧客の心理状態に応じて異なるメンタルケアを行う複数の異なるホストクラブ仮想現実動画ファイル」の構成を当業者が容易に想到し得たとはいえない。よって、相違点に係る本件補正発明の構成は、当業者が容易に想到し得たものではない。

被告は、引用発明におけるサービスの販促活動の内容は、広告代理店と広告主であるサービス提供者との間の取決めに即したものとならざるを得ず、「仮想現実動画」を「ホストクラブ」への「来店」の「勧誘」となる内容として「心理状態に応じて選択され潜在顧客の心理状態に応じて異なるメンタルケアを行う」ものとするのは、引用発明の販促活動を「ホストクラブ」への「来店」の「勧誘」とすることに伴って生ずることにすぎない旨等主張する。しかし、引用例1には、テーマパークへの来場を勧誘したいサービスの提供者が、テーマパークの魅力を潜在顧客に伝える目的で、来場すると体験できるアトラクションを疑似体験するための仮想現実動画を提供することの記載はあるものの、その際に、当該サービスのメンタルケア的な側面に応じた複数の異なる仮想現実動画をサーバーに記憶させておき、潜在顧客が疑似体験したいサービスを自由に選択できるようにすること等の記載はなく、かかる示唆もない。そして、引用発明を「ホストクラブ」への「来店」の「勧誘」に適用した場合に、販促支援の内容は、販促支援をする広告代理店とこれを受ける広告主との間の取決めに即したものとなるとしても、「仮想現実動画」を、「心理状態に応じて選択され潜在顧客の心理状態に応じて異なるメンタルケアを行う複数の異なる」ものにするのが必然とはいえない。

## 【民事手続】

### (15) 最一判令和元年9月19日 判例タイムズ1468号36頁

平成30年(受)第1137号 請求異議事件(破棄自判)

Xが、YのXに対する貸金返還請求権の時効消滅を主張して、当該貸金債権について作成された金銭消費貸借契約公正証書の執行力の排除を求めた請求異議訴訟において、Yは、当該貸金債権の消滅時効期間が経過する前に当該債権を請求債権としてXの有する債権の差押えを行ったが、Xに当該差押えに係る差押命令の送達がされたことなどを認めるに足りる証拠が提出されなかったことなどから、債権執行における差押えによる請求債権の消滅時効の中断の効力が生ずるためには、その債務者が当該差押えを了知し得る状態に置かれることを要するかが争われた。本判決は、債権執行における差押えによる請求債権の消滅時効の中断の効力が生ずるためには、その債務者が当該差押えを了知し得る状態に置かれることを要しないと、本件差押えにより本件貸金債権の消滅時効は中断しているとXの請求を棄却した。

## 【刑事法】

### (16) 最三判令和2年3月10日 裁判所HP

平成30年(あ)第1757号 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反、強制わいせつ、徳島県青少年健全育成条例違反、東京都青少年の健全な育成に関する条例違反被告事件(上告棄却)(判旨)

弁護人は、上告趣意において、本法附則2条2項は、本法による改正前の刑法において親告罪とされていた強制わいせつ罪等の罪であって本法の施行前に犯したものについて、本法の施行後は、告訴がなくても公訴を提起することができる点において、遡及処罰を禁止した憲法39条に違反すると主張する。

しかしながら、親告罪は、犯人の訴追・処罰に関する被害者意思の尊重の観点から、告訴を公訴提起の要件とした

ものであり、親告罪を非親告罪とする本法は、当該行為の違法性の評価や責任の重さを遡って変更するものではない。本法附則2条2項は、本法の施行前の行為についても非親告罪として扱うものとしたものであり、被疑者・被告人となり得る者につき既に生じていた法律上の地位を著しく不安定にするものでもない。

したがって、刑法を改正して強制わいせつ罪等を非親告罪とした本法の経過措置として、本法により非親告罪とされた罪であって本法の施行前に犯したものについて、本法の施行の際既に法律上告訴がされることがなくなっているものを除き、本法施行後は、告訴がなくても公訴を提起することができるとした本法附則2条2項は、憲法39条及びその趣旨に反するとは認められず、そのことは当裁判所の判例(最高裁昭和23年(レ)第212号大法廷判決、最高裁昭和29年(あ)第215号大法廷判決)の趣旨に徴して明らかであるから、上告は棄却する。

#### (17)東京高判平成29年11月2日 判例時報2430号127頁

平成29年(う)第651号 住居侵入、強盗致傷被告事件(破棄差戻(確定))

被告人は、夜間B方に侵入し、Bからキャッシュカード等を強取し、住居侵入、強盗致傷の罪で起訴された。最寄駅、ATM等に設置されていた各防犯カメラの映像に撮影されていた犯人と被告人との異同識別に関して、犯人と被告人が同一人物である可能性が非常に高いという画像解析、画像処理の専門家Aの証言(以下、A証言)の信用性が争われた。

本判決は、A証言について、資料とされた画像が鮮明度を欠き、分析評価にあたって、極端に処理した画像が用いられていることに照らすと、異同識別法の科学的原理やその理論の正当性を更に解明するとともにその証拠価値や信用性を判断することが可能となるよう、検察官に対して釈明を求めたり、必要な証拠調べを実施したりして、専門的な知見を得る必要があったのに、それらの措置をとらずにA証言を採用した原審の手続きには、審理不尽の違法があるから、原判決を破棄して原裁判所に差し戻すのが相当であるとした。

#### (18)名古屋高判令和2年2月25日 裁判所HP

令和元年(う)第284号 覚せい剤取締法違反被告事件(無罪判決を破棄し、有罪判決)

「覚せい剤と思われるものをAに注射されることを理解しながら、拒絶することなく自ら左腕に注射器の針を刺したという被告人の行為は、本件注射を打ちたい思いはなかったものの暴力を振るわれることを恐れてAの意に反する行動をとることができず、Aに従ったに過ぎない可能性を否定できない。」との事実認定を前提に、このような場合は、「本件注射により覚せい剤と思われるものの効果を得ようとする主体的な意思」を欠くとして無罪とした第一審判決を破棄し、「覚せい剤使用の故意が認められるためには、覚せい剤をその用法に従って用いる一切の行為を認識、認容することで足り、それ以上に、薬理効果を得ようとする意思も、主体的な意思も意欲も必要とされていない。」とした上、第一審判決の前記認定事実は期待可能性の問題として検討するとし、期待可能性が認められないことによる責任阻却は極限的な場合に限られるとした上で、本件はこれに該当しないとして有罪判決がされた事案。

#### (19)東京地判令和1年7月4日 判例時報2430号150頁

平成29年(合わ)第275号 殺人被告事件(一部採用、一部却下)

被告人は介護施設の個別浴室内で当時83歳の被害者を、殺害する目的で、浴槽内に投げ入れ、溺死させて殺害した。検察官からは、被告人(当時被疑者)の取調の際の供述の録音・録画の記録媒体を実質証拠として証拠請求を行ったが、弁護人からは当時の被告人の供述は任意性を欠くとの意見が述べられた。

本決定では、当該取調における被告人の不利益事実の承認又は自白には任意性を疑わせるような事情はなく証拠能力が認められると判断し、前記録音・録画記録媒体につき、その必要性、相当性を考慮し、一部時間帯に限定し、かつ直感的で主観的な判断に陥る危険性等を考慮して、録画映像部分を除いて証拠として採用した。

### 【公法】

#### (20)最三判令和2年2月25日 裁判所HP

平成30年(行ヒ)第191号 原爆症認定申請却下処分取消等請求控訴、同附帯控訴事件(上告人敗訴部分を破棄し、第一審判決を取り消し、被上告人の請求棄却)

原爆症認定請求を却下されたため取消訴訟が提起された事案である。

最高裁は、要医療性と放射性起因性のうち、要医療性要件に関し、放射線白内障についてカリーユ二点眼液の処方を受けながら経過観察を受けている状態がこれを満たすかを検討し、進展性が有り得る以上は要医療性要件を満たすとした高裁判決に対し、経過観察状態の場合の要医療性要件充足性については、「当該経過観察自体が治療行為を目的とする現実的な必要性に基づいて行われているといえること、すなわち、経過観察の対象とされている疾病が、典型的に悪化又は再発のおそれが高く、その悪化又は再発の状況に応じて的確に治療行為をする必要があることから当該経過観察が行われているなど、経過観察自体が、当該疾病を治療するために必要不可欠な行為であり、かつ、積極的治療行

為(治療適応時期を見極めるための行為や疾病に対する一般的な予防行為を超える治療行為をいう。以下同じ。)の一環と評価できる特別の事情があることを要するものと解するのが相当である。」とした上で、具体的当て嵌めにおいて、これを否定した。

#### (21) 最三判令和2年2月25日 裁判所HP

平成30年(行ヒ)第215号 原爆症認定申請却下処分取消等請求事件(被上告人に関する部分を破棄し、被上告人の控訴棄却)

慢性甲状腺炎について、原爆症認定請求を却下されたため取消訴訟が提起された事案である。

最高裁は、要医療性と放射性起因性のうち、要医療性が認められる場合にのみ支給される医療特別手当に関し、その手厚さに着目し、制度趣旨を、「現に医療を要する状態にあることによって余儀なくされている入通院費雑費や栄養補給等の特別の出費を補うこと等により生活の面の配慮をするという、特別の生活上あるいは健康上の状態に対して手当を支給する目的が含まれている点にあるものと解すべきである。」と指摘した上で、要医療性要件充足性については、「当該経過観察自体が治療行為を目的とする現実的な必要性に基づいて行われているといえること、すなわち、経過観察の対象とされている疾病が、典型的に悪化又は再発のおそれが高く、その悪化又は再発の状況に応じて的確に治療行為をする必要があることから当該経過観察が行われているなど、経過観察自体が、当該疾病を治療するために必要不可欠な行為であり、かつ、積極的治療行為(治療適応時期を見極めるための行為や疾病に対する一般的な予防行為を超える治療行為をいう。以下同じ。)の一環と評価できる特別の事情があることを要するものと解するのが相当である。」とした上で、具体的当て嵌めにおいて、これを否定した。

#### (22) 最一判令和2年3月19日 裁判所HP

平成31年(行ヒ)第99号 不動産取得税賦課決定処分取消請求事件(原判決破棄、被上告人の控訴棄却)

固定資産評価基準により隣接する2筆以上の宅地を一画地として画地計算法を適用する場合、各筆の宅地の評点数は、その適用により算出された当該画地の単位地積当たりの評点数に、各筆の宅地の地積を乗ずることによって算出されるとして、各土地の価格の割合であん分する方がより公平に適するとした高裁の判断を破棄した事案。

#### (23) 大阪地判令和元年6月5日 判例時報2431・2432合併号79頁

平成30年(行ウ)第75号 保有個人情報不開示決定処分取消請求事件 認容(確定)

X1X2は、それぞれの父P1P2が石綿粉じんばく露作業により胸膜中皮腫を発症して死亡し、Xらの母らは、労災保険法に基づく遺族補償年金又は石綿による健康被害の救済に関する法律(石綿救済法)に基づく特別遺族年金の支給を受けていたが、それぞれの母の死後、Xらが国に対して父の石綿による健康被害に関し国家賠償請求訴訟を提起し、和解により賠償金の支払を受けることを検討するため労働局長に対して、各父の死亡に係るそれぞれの母の遺族給付等に関する調査結果復命書等の情報(本件情報)の開示請求をしたところ、労働局長は、開示請求権を有してしないとして不開示決定をしたため、Xらが本件情報は行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律12条1項所定の「自己を本人とする保有個人情報」に当たるから不開示決定は違法であるとして取消を求めた事案である。

本判決は、行政個人情報保護法の趣旨目的に照らせば、ある情報が特定の個人に関するものとして12条1項の「自己を本人とする保有個人情報」に当たるか否かは、当該情報の内容と当該個人との関係を個別に検討して判断すべきであり、石綿粉じんばく露により石綿関連疾患に罹患した場合における国の救済枠組みでは、石綿工場の元労働者のみならず、その遺族が国に対する石綿による健康被害に係る損害賠償請求権の権利者となることが制度的に予定されており、Xらは、Pらの法定相続人であり、本件情報にはPらの就労状況に関する情報等が含まれているから、本件各情報は、XらがPらから相続したXらの財産であり、本件各情報は、Xらの「自己を本人とする保有個人情報」に当たるといふべきであるとして不開示決定はいずれも違法であるとして取消した。

### 【その他】

#### (24) 最二判令和2年3月6日 裁判所HP

平成31年(受)第6号 損害賠償請求事件(破棄差戻)

(裁判要旨)

不動産の所有権移転登記の申請の委任を受けた司法書士Yに当該申請の委任者以外の者X(中間省略登記における中間者)との関係において注意義務違反があったとした原審の判断に違法があるとされた事例

(理由)

司法書士の職務の内容や職責等の公益性と不動産登記制度の目的及び機能に照らすと、登記申請の委任を受けた司法書士は、委任者以外の第三者が当該登記に係る権利の得喪又は移転について重要かつ客観的な利害を有し、このことが当該司法書士に認識可能な場合において、当該第三者が当該司法書士から一定の注意喚起等を受けられるという正当な期

待を有しているときは、当該第三者に対しても、上記のような注意喚起を始めとする適切な措置をとるべき義務を負い、これを果たさなければ不法行為法上の責任を問われることがあるというべきである。そして、これらの義務の存否、あるいはその範囲及び程度を判断するに当たっても、上記に挙げた諸般の事情を考慮することになるが、特に、疑いの程度や、当該第三者の不動産取引に関する知識や経験の程度、当該第三者の利益を保護する他の資格者代理人あるいは不動産仲介業者等の関与の有無及び態様等をも十分に検討し、これら諸般の事情を総合考慮して、当該司法書士の役割の内容や関与の程度等に応じて判断するのが相当である。

本件において、Yに正当に期待されていた役割の内容や関与の程度等の点について検討することなく、上記のような注意喚起を始めとする適切な措置をとるべき義務があったと直ちにいうことは困難であり、ましてYにおいて更に積極的に調査した上で代金決済の中止等を勧告する等の注意義務をXに対して負っていたということではできない。

## 【紹介済み判例】

東京地判平成30年4月26日 判例タイムズ1468号188頁  
平成26年(ワ)第13581号 損害賠償等請求事件(一部認容,控訴)  
法務速報224号6番にて紹介済み

大阪高判平成30年8月30日 判例時報2430号140頁  
平成30年(う)第361号 覚せい剤取締法違反被告事件(破棄自判(確定))  
法務速報209号18番にて紹介済み。

最二決平成31年1月23日 判例タイムズ1468号49頁  
平成30年(許)第1号 譲渡命令に対する執行抗告審の取消決定に対する許可抗告事件(破棄差戻)  
法務速報214号14番にて紹介済み

最三判平成31年2月5日 判例時報2430号10頁  
平成30年(行ツ)第92号・同108号 選挙無効請求事件(上告棄却)  
法務速報214号21番にて紹介済み

大阪地判平成31年3月26日 判例時報2429号39頁  
平成28年(ワ)第5240号 損害賠償請求事件(一部認容,一部棄却(確定))  
法務速報224号11番にて紹介済み

最三判令和元年8月27日 判例時報2430号32頁  
平成30年(受)第1583号 遺産分割後の価額支払請求事件(上告棄却)  
法務速報221号1番にて紹介済み

最二判令和元年9月6日 判例タイムズ1468号40頁  
平成30年(受)第1730号 損害賠償請求事件(一部破棄差戻,一部上告棄却)  
法務速報221号2番にて紹介済み

## 2. 令和2年(2020年)3月20日までに成立した,もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号

法律名及び概要

・閣法 201 46

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律

・・・新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日までの間,新型コロナウイルス感染症を同法の新型インフルエンザ等とみなし,同法に基づく措置を実施することを定めた法律。

### 3.3月の主な発刊書籍一覧（私法部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

鈴木銀治郎 滝口博一 椿原 直/編著 青林書院 294頁 4,290円  
最新青林法律相談30 保証の法律相談

吉岡睦子 榊原富士子/編著 民事法研究会 324頁 3,410円  
Q&A離婚相談の法律実務 養育費・面会交流・子どもの問題・財産分与・慰謝料

渡辺 晋/著 新日本法規 338頁 4,180円  
実務家が陥りやすい 借地借家の落とし穴

日本執行官連盟/編 民事法研究会 171頁 2,530円  
新民事執行実務 No.18 特集 改正民事執行法で変わる執行実務

法務省大臣官房参事官兼民事局参事官 内野宗揮/編著 吉賀朝哉 松波卓也/著 きんざい 518頁 5,500円  
Q&A令和元年改正民事執行法制

日本弁護士連合会/編 弘文堂 577頁 4,400円  
実務解説 改正債権法(第2版)

中込一洋/著 弘文堂 177頁 2,200円  
実務解説 改正債権法附則

#### 4.3月の主な発刊書籍一覧（公法・その他部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

今川嘉文/著 弘文堂 328頁 3,300円

中小企業オーナーのための財産・株式管理と承継の法律実務

片山 達 小町谷育子 今野雅司 十時麻衣子 趙 継佳/著 きんざい 333頁 4,180円

弁護士のためのマナー・ローンダリング対策ガイドブック

都行志 鈴木孝昭/編著 第一法規 311頁 3,740円

弁護士のための医療法務入門

深澤諭史/著 中央経済社 222頁 3,300円

インターネット・SNSトラブルの法務対応

岸 日出夫/編集代表 古谷恭一郎 比嘉一美/編 新日本法規 680頁 7,920円

Q&A 建築訴訟の実務 改正債権法対応の最新プラクティス

## 5. 発刊書籍<解説>

### 「実務解説 改正債権法附則」

附則に特化して解説されているところが特徴の本である。債権法改正の実務への影響が解説されており、参考となる裁判例や新旧対照表が掲載されている。施行や経過措置について確認しておきたいときには是非読みたい本である。

### 「Q&A 建築訴訟の実務 改正債権法対応の最新プラクティス」

東京地裁と大阪地裁の建築部の裁判官らによって、建築訴訟に関する論点が解説されている。Q&A方式のため、各論点について端的に解説がされており、理解しやすい。民法改正も踏まえて論じられており、建築訴訟に携わる際に有益な本である。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。